

## 宇都宮ブランド戦略ロゴマーク使用基準

(目的)

第1条 この基準は、宇都宮ブランド戦略に係る「ロゴマーク」の使用に関して定めるものとする。

(種類)

第2条 宇都宮ブランド戦略に係るロゴマークの種類は下記のものとする。

- (1) UP (宇都宮プライドロゴマーク)
- (2) 住めば愉快だ 宇都宮 (ブランド・メッセージロゴマーク)
- (3) 笑顔25 (にっこり) 宣言! 住めば愉快だ 宇都宮 (ブランド・メッセージロゴマーク)

(対象)

第3条 各種事業・媒体・製作物等に、ロゴマークを使用する場合とする。

(使用申請)

第4条 ロゴマークの使用を希望するものは、使用申請書(様式第1号)を「宇都宮ブランド推進協議会会長」(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 会長は第4条に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し、使用許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付すことができる。

(許可基準)

第6条 ロゴマークの使用を許可する基準は、次の各号に該当することとする。

- (1) 本市のブランド化に寄与するもの(主なものは下記の通り)
  - ・本市を広くPRしようとするもの
  - ・本市のイメージアップを図るもの
  - ・市民が主体となるまちづくり・地域づくり等に関するもの
  - ・広く市民・住民等が参加できるもの
- (2) 政治的または宗教的でないもの
- (3) 公序良俗に反しないもの
- (4) 有料販売する製作物等の価格がロゴマーク使用前と同額以下であるもの又は、類似の既製品と同等の額であるもの
- (5) その他、許可するものとして不適切でないもの

(遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用するにあたり、下記の各号を遵守すること

- (1) オリジナルデザインを変更して使用しないこと
- (2) 作成した製作物を商標登録しないこと
- (3) 別表に示す品目であること(ただし、製作物のPRに係るチラシ、ポスター、パンフレット、看板等の印刷物等に使用する場合はこの限りではない)

(使用の期間)

第8条 ロゴマークの使用許可期間は、原則として許可を受けた日から1年間とする。

(状況報告)

第9条 ロゴマークを使用したものは、使用期間終了後、速やかに使用状況報告書(様式第3号)に実施内容を証する資料を添えて、使用状況の報告をするものとする。

(使用内容の変更等)

第10条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに会長に報告し、会長の指示に従うものとする。

(使用許可の取消)

第11条 会長はロゴマークの使用に関して、不適切な使用を行っていると判断する場合は使用許可の取消を命ずることができる。

(使用料)

第12条 ロゴマークのデザインの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第14条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則 この基準は平成21年 4月24日から施行する。

附則 この基準は平成21年11月 1日から施行する。

附則 この基準は平成23年 5月14日から施行する。

附則 この基準は平成24年 5月27日から施行する。

## 別表

区 分	品目の例
電気通信機械器具	電話，及び電話にかかる付属品（携帯電話ストラップなど）など
布製身の回り品	タオル，ハンカチ，ふろしきなど
おもちゃ，人形	ぬいぐるみ，風船，ブローチ，かるた，ぬりえ，オルゴール，型押しおもちゃ（プラスチック製・ゴム製等含む），ジグソーパズルなど
文房具類	ボールペン，ステッカー，クリアファイル，メモ帳など
うちわ，せんす	うちわ，せんす
紙類	印刷用紙，ダンボール紙，ティッシュなど
身飾品	ネクタイピン，ピンバッジ，ペンダントなど
被服	エプロン，靴下，ネクタイ，手袋，バンダナなど
食器類（非金属製）	マグカップ，湯のみ，皿，弁当箱など
種子類	種子，球根など
かばん類，袋物	トランク，かばん，カード入れ，キーケース，財布，名刺入れ，小袋など
印刷物	絵はがき，書籍，Q S Lカードなど